

令和4年度 大月市学校教育の指針

はじめに

平成30年に制定された国の「第3期教育振興基本計画」（以下国教育基本計画）では、目指すべき子ども像として、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成」を掲げ、そのための基本的な方針として「夢と希望を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」ことが示されています。令和元年6月に策定された「山梨県教育大綱（山梨県教育振興基本計画）」（以下県教育基本計画）においては、基本理念として「学び続け 共に生き 未来を拓く やまなしの人づくり」が掲げられ、その実現のために、個人の学びの成果を、教室や地域の仲間との学びで活用し、さらに新たな学びを創出していく、学びの好循環を推進していくことが示されました。また、平成30年3月に策定された「大月市第7次総合計画」（以下市総合計画）でも子供の教育や生涯学習にかかわる施策が明示されています。

本市教育委員会においては、この国基本計画と県基本計画及び市総合計画を踏まえ、令和2年4月に「大月市第3期教育振興基本計画(大月市教育大綱)」(以下市教育基本計画)を策定し、教育理念を「夢にむかい 共に学び 共に生きる」と掲げたところであります。これら国・県・市の教育基本計画を基本とし、さらに令和4年2月に示された「令和4年度山梨県学校教育指導重点」を踏まえ、下記に掲げる事項を令和4年度の大月市学校教育の指針といたします。

なお、この指針は、引き続きコロナ禍におけるコロナとの共存やコロナ後を見据えた視点も加えて策定しています。

大月市が掲げる教育理念

夢にむかい 共に学び 共に生きる

人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展、超スマート社会の到来、家庭環境や地域社会の変化等々、子供たちを待ち受けているすぐそこにある未来社会は、人類がかつて経験したことがないような変化の激しい時代となります。このような激変する社会を生きていくためには、常に自ら課題を見つけ、自らが獲得した知識と技能、経験を総動員して自ら考えて、仲間とともに協働しながら、課題を解決していく力が必要となります。また、グローバル社会の進展を考え合わせると、多様性を受け入れ違いを乗り越えてスクラムを組むことができる豊かな人間性も求められます。知識や技能の獲得とともに学力テストでは測れない自己肯定感、自尊感情、創造性、意欲、感受性、協調性、思いやり、コミュニケーション力、自制心などの「見えない学力=非認知

的能力」の育成も大切になってきます。そのような資質や能力は「見える学力」の下支えもします。これは本市で行う「ふるさと教育」において、おおいに身に付く力でもあります。

子供たちには希望に満ちた多くの明日があります。大人たちは、たくさんの経験が詰まった多くの昨日を持っています。その子供たちと大人たちが、共に学ぶことを通して、子供も大人も、さらに豊かな未来に向かうことができます。「夢にむかい共に学び共に生きる」こと、さらに言えば地域ぐるみで子供たちを育てることは、地域ぐるみで豊かな未来を創ることであり、地域の大人たちにとっても学びの機会となります。これもまた、大月市の目指す「ふるさと教育」の一つの姿です。

また、子供たちに地域の「ひと」「もの」「こと」に関心と愛着をもたせ、今までもこれからもかかわっていかうとする「当事者意識」を培い、愛郷心を育むこと、そして生まれ育ったふるさと大月を、次の世代にきちんとひきつぐ責任を果たす意識をもたせることも、大切な「ふるさと教育」です。そのためには、子供たちが振り返った時に、いい思いができた、いい人に出会えた、いいものを見聞きできた、いい体験をした、いい時間を過ごした、いい挑戦ができた、いい成長ができた、そしていい結果を得ることができたと思える場と機会を提供し支援することが大切です。

併せて「まごころ」や「ひたむきさ」や「感謝」の心をもった人権意識の高い子供たちを育成していくためには、「ふるさと教育」と同じように学校だけではなく、地域も家庭も一緒になって、「総がかり」で子供たちを育てていくことが必要です。

「ふるさと教育」を推進すること、教育の不易である「まごころ」「ひたむき」「感謝」の人づくりを推進すること、相互信頼に基づく学校・学年・学級集団づくりをすること、そして「人権」を学校教育全体の底流においた学校づくりを推進することを大月市の学校教育の基幹といたします。

1 ふるさと教育の推進

人とのつながりを通して学ぶ教育活動を推進し、ふるさとに誇りと愛着をもつとともに、世界の中で多様な人々と協働できる人間性豊かな子供の育成に努める。

- ① 教科、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間、そのほかの学校における全教育活動の中で「ふるさと教育」を意識して位置付ける。各学校の「ふるさと教育年間指導計画」に明記する。
- ② 大月市独自のふるさと教育施策を通して、あいさつや返事をはじめとする望ましい生活習慣や学習習慣を身に付けたり、確かな職業観を育てたりする中で、夢と希望をもち世界に羽ばたく子供の育成に努める。
- ③ キャリア教育においては、地域の人材力を活用し、職場体験活動等を通して、確かな職業観や主体的に進路を選択する能力や態度の育成に努める。

- ④ これからのグローバル社会の中にあつて、多様性を受け入れながら、他者と協働して課題を解決していく人間性豊かな人材の育成に努める。
- ⑤ 地域の歴史・伝統・文化・産業・自然等について、地域の方々とのふれあいを通して体験的に学び、郷土を大切に作る心の育成に努める。
- ⑥ 地域社会と連携したボランティア活動や地域活動に参加し、広い視野と豊かな人間性や社会性をもつ子供の育成に努める。
- ⑦ 国際社会全体の開発目標である 17 の持続可能な開発目標(SDGs)について学び、特に身近なふるさとの環境保全や人々の健康に関する目標の実現を目指す意識と実践力を育てる。

2 確かな学力の育成

学習指導要領の趣旨や内容に基づいた適切な教育課程を編制し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、新しい時代に必要となる資質・能力の育成に努める。

- ① 「やまなしスタンダード」の実践を進め、また体験的・問題解決的な学習を取り入れ、「思考力」や「表現力」、「問題解決能力」の育成を図るとともに、基本的・基礎的な知識や技能の定着に努める。
- ② 適切な評価を実施し、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図る。
- ③ すべての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に向け、GIGA スクール構想のもと、電子黒板や一人一台端末等の ICT を効果的に活用した授業を計画的に継続的に実施したり、端末の家庭への日常的な持ち帰りを行ったりして、個に応じたきめ細かな指導に努め学力の向上を図る。
- ④ 各教科において適切にプログラミング教育を取り入れ、プログラミング的思考、つまり「論理的な思考力」、「論理的な表現力」の育成に努める。
- ⑤ 中学校区の学校同士や市内外の学校同士が、ICT 機器のリモート機能を活用して、子供同士の意見交換を行ったり、遠隔合同授業を行ったりして、子供たちの視野を広げるとともに学力の向上を図る。
- ⑥ すべての学習の基盤となる「言語能力」の育成に向け、特に「読解力」「記述力」を高めるため、各教科等の授業において、新聞教材等を活用して必要な情報を取得し複数の情報を関連付けながら自らの考えを記述する内容を取り入れる。
- ⑦ 幼保小中高の連携を推進し、情報を共有するとともに、子供を発達連続体として捉え、教育課程・指導内容・指導方法について組織的に研究し、子供の生活力・学力の育成に努める。
- ⑧ 小学校高学年における教科担任制を導入し、義務教育 9 年間を見通した教育課程を検討するとともに、小中連携による効果的な指導の実現を図るため、小中学校合同の研究会を実施する。
- ⑨ 小学校外国語科が、子供にとって、楽しい教科となるよう、中学校区での連携を密にするとともに小中の連携を進め、また多様性を受け入れる人権意識の育成に努める。
- ⑩ 子供が自ら目標をもち学習に取り組めるように、学校と家庭が連携するとともに、小中学校間で

も共通理解を図る中で、家庭学習の定着と充実に努める。

- ⑪ 学校図書館や市立図書館の利活用を促すことにより、「言語能力」や「問題解決能力」を育む。
- ⑫ 学力学習状況調査の結果を分析考察し、子供の実態把握に努め、個に応じた適切な支援とともに、日常の授業改善に結びつけ、さらなる学力の育成に努める。

3 豊かな心の育成

豊かな心の育成を目指し、校種を超えた連携や学校教育活動全体を通じた取組を推進し、いじめを許さない集団づくりと不登校児童生徒が生じない環境づくりに努める。

- ① 学校・家庭・地域などあらゆる教育の場において、自己肯定感や自己有用感をもつことができるような支援や、他者や社会的弱者に対しての配慮ができる人間性の涵養に努める。
- ② 学校・家庭・地域・関係機関が連携し、交流学习や福祉講話などの学習を通して、自分も他者も大切にでき、多様な価値観を尊重することができる人権意識の育成に努める。
- ③ 感染症に伴ういじめや偏見、差別等が生じないように関係機関との連携を図りながら、子供たちへの指導を行うとともに、保護者への啓発を行う。
- ④ 様々な困難や悩み、ストレスへの対処方法が身に付くように、「SOS の出し方に関する教育」について取り組み、自分を守る心の働かせ方や他者との関わりが適切にできるような力の育成に努める。
- ⑤ 子供、学校及び地域の実態を踏まえ、学校として育てようとする子供の姿を明らかにし、「特別の教科道徳」をはじめとする全教育活動を通して、豊かな人間性の育成に努める。
- ⑥ やまびこ支援学校との交流等、校種を超えた連携の機会を設け、多様性を認め合う相互理解と共育・共生の心の育成（インクルーシブ教育の推進）に努める。
- ⑦ 寛容で柔らかな子供たちの心を育てるために、多様性を理解し受け入れる教育を意図的・計画的に実施することに努める。
- ⑧ スクールソーシャルワーカーや子ども家庭総合支援センター等との関係機関と連携した支援体制の充実に努める。
- ⑨ ヤングケアラーや児童虐待等の早期発見、状況把握に努め、関係機関との連携を図り、児童生徒を支援する。
- ⑩ 子供が安心できる居場所づくりや、望ましい集団づくりを進め、いじめや不登校、暴力行為等のない楽しい学校生活の実現に努める。
- ⑪ 幼保小中高の連携を進め、子供たちの情報を共有し、切れ目のない支援を通して、小1プロブレムや中1ギャップ等の学校不適応の解消に努める。
- ⑫ 家庭・地域と連携し、あらゆる機会を通して、「情報モラル教育」を推進し、インターネットに関連するトラブルやいじめ・不登校等の未然防止に努める。
- ⑬ 欠席が続いている児童生徒への組織的な対応を行い、不登校や虐待等の未然防止に努める。

4 健やかな体の育成

学校教育活動全体を通じて、自ら運動を実践する態度を育成し、体力向上を図るとともに、食育並びに心身の健康の保持増進及び安全に関する指導を関連させながら、運動習慣、朝食摂取、十分な睡眠等、望ましい生活習慣の形成に努める。

- ① 子供たちの健康・体力について適切に実態を把握し、学校全体で課題を共有し、運動の日常化と体力の向上を図るため、運動時間の確保に努め、「健康・体力づくり一校一実践」に取り組む。
- ② 学校教育活動を通して、健康教育の着実な推進を図るとともに、健康・安全（生活・交通・災害等）及び食に関する教育の充実に努める。
- ③ 感染症への正しい理解に基づき、感染予防について自ら適切な行動をとることができるよう、具体的・実践的な指導を継続して行う。
- ④ 自校の学校安全計画及び危機管理マニュアルの見直しを行い、子供たちが自分で自分の身を守れるような防災教育を実践的・具体的に行う。

5 地域や世界で活躍できる人材の育成

地域の特色を生かした学習活動に取り組むとともに、外国語教育を適切に実施し、ふるさとに誇りを持ち、地域や世界で活躍できる人材の育成

※令和4年度山梨県指導重点に示された「地域や世界で活躍できる人材の育成」は、まさに本市の「ふるさと教育」の目標と同様である。「1 ふるさと教育の推進」において、具体的取組は既述している。

6 特別支援教育の推進

特別支援教育に関する専門性の向上を図り、多様な学びの場（通常学級・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校）における教育の充実に努める。

- ① 特別支援教育に関する理解と専門性を高めるために、各校において積極的に研修の機会を設け、一人一人の個性を尊重した支援に努める。
- ② 専門家や関係機関と連携を密にし、よりよい支援ができるようにネットワークの充実に努める。
- ③ 交流学习の機会を設け、多様性を認め合い、共生・共育の意識の涵養に努める。

7 家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりの推進

- ① 学校の日ごろの教育活動を、学校だより、学年・学級だより等の各種通信、また学校「ブログ」等で、積極的に発信し、保護者・地域住民に理解を得たり、意見をいただいたりする機会とする。
- ② 学校評価の結果及び改善策を、PTA 総会、学校だより等で、家庭や地域に公表し PDCA サイクルで適切な評価と改善に努める。
- ③ 初狩小学校の学校運営協議会の成果を共有し、各学校で学校応援団活動をさらに進めていく中で、地域に開かれた学校づくりの推進に努め、少子化がなお進むことを背景にして、「地域総がかり」で学校に関わってもらふ必要がある。子供たちの社会性の涵養やより多くの体験を通しての確かな学び等に寄与してもらふことを狙いとして、校長会と協議しながら小学校4校においては、令和6年度の学校運営協議会発足を目標に準備に取り組む。
- ④ 地域や保護者の理解と協力を広げ、教員の多忙化改善に取り組む中で、子供と向き合う時間の創出に努める。